須坂市農業委員会 令和７年10月総会 議事録

１　招集　令和７年10月31日(金) 午後３時

２　開会　令和７年10月31日(金) 午後３時

３　閉会　令和７年10月31日(金) 午後３時41分

４　場所　須坂市役所　第４委員会室

５　出席した農業委員（12人）
　　出席した農地利用最適化推進委員（6人）

会長	14番	神林利彦	農業委員	６番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃			〃	16番	竹前清孝
農業委員	１番	返町俊昭	〃	８番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃			〃	９番	小林　昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	３番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	４番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	５番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一			

６　欠席した農業委員　　　　　２番後藤文夫委員　　７番春原　博委員
　　欠席した農地利用最適化推進委員　21番　市川和志推進委員

７　議事日程
　　第１　議事録署名委員の指名
　　第２　議案第20号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する決定について
　　　　　議案第21号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
　　　　　議案第22号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について
　　　　　報告第18号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
　　　　　報告第19号　農地法第４条第１項第号の規定による届出について

８　農業委員会事務局職員
　　　事務局長　北堀けさ江　　局長補佐　長野寛　　農地係主査　小林広明

９　須坂市説明員
　　産業振興部農林課　農政係主任主事　小池祐希

10　会議の概要

事務局長　　定刻になりましたので、須坂市農業委員会10月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、２番後藤文夫委員、７番春原博委員より欠席の連絡をいただいていますが、過半数委員の出席をいただいていますので、会議の成立をご報告申し上げます。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第４条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長　　ご苦労様です。秋が深まり、厳しい寒さが予想されますが、その中で収穫作業のお忙しい中、10月総会に参集いただきありがとうございます。
10月提出分の３議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長　　　　それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 15 条の規定により、１番目返町俊昭委員、3 番湯本か代子委員をご指名申し上げます。

議長　　　　はじめに、議案第 20 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数９件を議題といたします。
事務局の説明を願います。
事務局　　　（議案書に基づき朗読、説明。）
議長　　　　次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長　　　　ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
委員　　　　№４～№６の案件で、長年の懸案事項であったと認識している。栗の木の植栽で農地に戻ったということでいいのか。一部の土地は盛土があるように見受けられる。
事務局　　　ご承知の通り、長年の懸案事項であり、新工場用地に移転した。その後、現状復帰を指導した長野県農政部より、現在の状況で農地として認める認定がされた。
委員　　　　承知した。長年懸案のある農地であるので、今後の状況を確認していく必要がある。
議長　　　　よろしいですか。他に何かありますか。
委員　　　　同じく№４から№６の関係で、貸付をした地主との関係はどうなのか。
事務局　　　貸付当初、地主とは法人と仮登記をしていた。是正措置により、始末書等で、所有者の意向を確認している。
議長　　　　ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
委員　　　　№４～№６の案件について、農業適格法人として所有しないのはなぜか。
事務局　　　適格法人の要件を満たしていないため、法人役員個人として所有することになった。
この個人についても、現在他に農地を所有して農業に従事している実績がある。
法人としての主事業に農業生産事業を定めていないため、要件に該当しない。
議長　　　　他に委員さんで何かありますか。
委員　　　　№９の案件について、売買価格が適当なのかどうか伺いたい。
事務局　　　該当箇所は市街化調整区域であるが、市街化区域に隣接する場所となっている。
標準的な売買価格とすれば高額ではあるが、宅地としての売買価格からみれば、低廉であり、売買の協議の中で双方がお互い納得した価格と受け止めている。
委員　　　　了解した。
議長　　　　他に委員さんで何かありますか。ないようでありますので、採決いたします。
議案第 20 号の９件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長　　　　挙手全員であります。
よって、議案第 20 号の９件については許可と決定しました。

議長　　　　次に、議案第 21 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 3 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
事務局　　　（議案書に基づき朗読、説明。）
議長　　　　次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。
議長　　　　ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
議長　　　　ないようでありますので、採決いたします。
議案第 21 号の 3 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長　　　　挙手全員であります。
よって、議案第 21 号の３件については意見可と決定しました。

議長　　　　次に、議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第３項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数５件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
事務局　　　（議案書に基づき朗読、説明。）
議長　　　　次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。
委員　　　　№5 について、所有者→借受人→今回新たな借受人となっているが、当初の所有者の合意はいらないのか。
事務局　　　同意は頂いている。
議長　　　　他になにかありますか
委員　　　　№5 について、地目は「田」であるが栽培はぶどうということだか、地目を修正しなくていいのか。
事務局　　　登記地目により記載しているため、修正はできない。
議長　　　　他になにかありますか。
議長　　　　ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。
異議はございませんか。
議長　　　　ないようでありますので、採決いたします。
議案第 22 号の５件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長　　　　挙手全員であります。
よって、議案第 22 号の５件については「異議なし」と決定しました。

議長　　　　以上で審議案件は終了いたしました。

議長　　　　次に、報告に移ります。
報告第 18 号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」報告件数４件
及び、報告第 19 号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出について」報告件数２件について事務局の説明を願います。
事務局　　　（議案書に基づき朗読、説明。）
議長　　　　この件でご質問はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、10 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第２項の規定により署名する。

令和７年 10 月 31 日

議　長 ....

署名委員

署名委員